

一般民事

- ※ ページ記載の価格は、2024年1月現在における消費税込みの価格です。
- ※ この表に記載のない事案については、お問い合わせください。
- ※ 特に複雑又は特殊な事情がある場合には、上記料金が適用されない場合もあります。
- ※ この表は、今後改定されることがありますので、ご注意ください。

■ 法律相談

5,500円/30分（税込）

- ※ 以降の延長は、5分毎に1,100円（税込）です。
- ※ 継続してご相談いただく場合、2回までは上記と同じ料金です。
- ※ 3回目以降のご相談は、下記「継続相談プラン」をご利用ください。
< 継続相談プラン > 5,500円（税込）/15分

■ 書面作成

内容証明郵便の作成（※1）	1通	3万3000円～5万5000円	
契約書の作成	定型的なもの	（経済的利益の額が）1000万円未満	11万
		（同上）1000万円～1億円	22万～33万円
		（同上）1億円以上	33万円以上
	非定型的なもの	（経済的利益の額が）300万円以下の場合	22万円
		（同上）300万1円～3000万円以下の場合	（経済的利益額の）1.1% + 18万7000円
		（同上）3000万1円～3億円以下の場合	（同上）0.33% + 41万8000円
（同上）3億円を超える場合	（同上）0.11% + 107万8000円		
複雑又は特殊な事情がある場合	※別途協議により定める額		

※1 着手金の最低額は、11万円になります。

■ 訴訟

着手金（※2）	（経済的利益の額が）300万円以下の場合	（経済的利益の額の）8.8%	
	（同上）300万1円～3000万円以下の場合	（同上）5.5% + 9万9000円	
	（同上）3000万1円～3億円以下の場合	（同上）3.3% + 75万9000円	
	（同上）3億円を超える場合	（同上）2.2% + 405万9000円	
報酬金	（経済的利益の額が）300万円以下の場合	（経済的利益の額の）17.6%	
	（同上）300万1円～3000万円以下の場合	（同上）11% + 19万8000円	
	（同上）3000万1円～3億円以下の場合	（同上）6.6% + 151万8000円	
	（同上）3億円を超える場合	（同上）4.4% + 811万8000円	
出廷日当	東京地方裁判所・東京家庭裁判所（霞ヶ関）における事件で、着手金が22万円以上	3回目まで	-
		4回目以降	3万3000円/回
	上記以外	3万3000円/回	

※2 着手金の最低額は、22万円になります。

■ 債務整理

着手金	1社	2万2000円
報酬金	1社	2万2000円 + （債務減額分の）11% + （過払金の）22～27.5%

■ 破産

同時廃止（※3）	33万円～
管財事件（※4）	44万円～

※3 別途、申立費用3万円が必要になります。

※4 別途、申立費用3万円、及び破産管財人に納める実費が20万円程度が必要になります。

■ 個人再生

住宅なし（※5）	44万円～
住宅あり（※5）	55万円～

※5 別途、申立費用、及び再生委員報酬が必要になります。

■その他

休日日当	土日祝日の対応	案件依頼あり場合	3万3000円／3時間まで
		案件依頼なし場合	5万5000円／3時間まで
出張日当	東京23区外の対応	案件依頼あり場合	3万3000円／3時間まで
		案件依頼なし場合	5万5000円／3時間まで
手数料	23条照会（単独ではご依頼いただけません）		3万3000円／件
	公正証書の作成		上記に加え、3万3000円／件